

## 第1章 スポーツ振興計画策定にあたって

### 1－1 計画策定の背景と趣旨

私たちを取り巻く環境は、少子高齢社会の進行、市民意識の変化による価値観の多様化、地域社会における人間関係の希薄化などにより変化しており、いかに、より充実した生きがいのある人生を送るかという新しいライフスタイルが求められています。

近年の科学技術の高度化や情報化の進展は、日常の生活に高い利便性をもたらしていますが、一方では、身体を動かす機会の減少による体力や運動能力の低下、精神的なストレスの増大などの心身両面での健康問題が顕在化しつつあります。

こうした中で、健康の保持・増進、体力の向上、ストレスの解消、生きがいづくりなどの観点から、スポーツが果たす役割は一層大きくなっています。

国においては、平成12年にスポーツ振興法（昭和36年制定）に基づく「スポーツ振興基本計画」が策定され、平成18年には計画の改定が行われています。また、平成22年には、新たなスポーツ文化の確立を目指した「スポーツ立国戦略」が策定されています。更に、平成23年8月にはスポーツ振興法を全面改正した「スポーツ基本法」が施行され、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む権利」やスポーツの推進に関する国や地方公共団体の責務が明記されました。

鯖江市においても、平成14年に「鯖江市スポーツ振興計画」を策定し、「青少年スポーツの振興」「子どもから大人までがいつでも、だれでも気軽に参加できる環境の整備」「スポーツ振興システムの構築」についての取り組みを進めてきました。

本計画は、こうした社会環境の変化やこれまでの鯖江市での取り組みを踏まえて、今後の社会経済環境や地域社会の変化を見据え、この多様な時代に則った鯖江市のスポーツ振興の指針として策定するものです。策定にあたっては、「スポーツ立国戦略」や「スポーツ基本法」の内容と鯖江市の地域特性を照らし合わせて、鯖江市の実情に即した内容として計画に盛り込んでいます。

### 1－2 本計画における「スポーツ」の定義

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法では、スポーツを「運動競技その他の心身の健全な発達、健康の保持増進、体力の向上、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる身体活動」と定義しています。

本計画でも、「スポーツ」を幅広い視点から捉えて、散歩やジョギングなどの運動やゲートボール・グラウンドゴルフなどのニュースポーツから、競技スポーツに至るまで、「自発的に行われる身体運動」として定義します。

## 1－3 スポーツ振興の意義

スポーツは、私たちの「こころ」と「からだ」の健全な発達を促し、人生をより充実したものにするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与する世界共通の人類の文化の一つです。

スポーツはその活動自体、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえ、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有しています。このため、生涯にわたり主体的にスポーツに親しむことのできる地域社会をつくることは、幅広い世代の人々にとって大きな意義のあるものです。

また、スポーツは地域社会にとって次のような多様な意義を有しています。

### ●青少年の健全育成

コミュニケーション能力やリーダーシップの育成、克己心やフェアプレイ、チームワークの精神の涵養、自然体験活動を通じた豊かな人間性の育成などにより、青少年の心身の健全な育成に資するものです。

### ●市民の健康の保持・増進

現代の長寿社会において、生活習慣病の予防、高齢者の介護予防、精神的なストレスの解消など、市民の心身両面にわたる健康の保持・増進に大きく貢献し、医療費や介護費の節減の効果も期待されます。

### ●スポーツ文化の確立による生活の質の向上

各個人の興味・関心、適性などに応じて、多くの人々が様々な形態（「する」「みる」「支える」など）で関わることができるために、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち、互いに支え合う「スポーツ文化」の確立により、生活全体の質の向上にも寄与するものです。

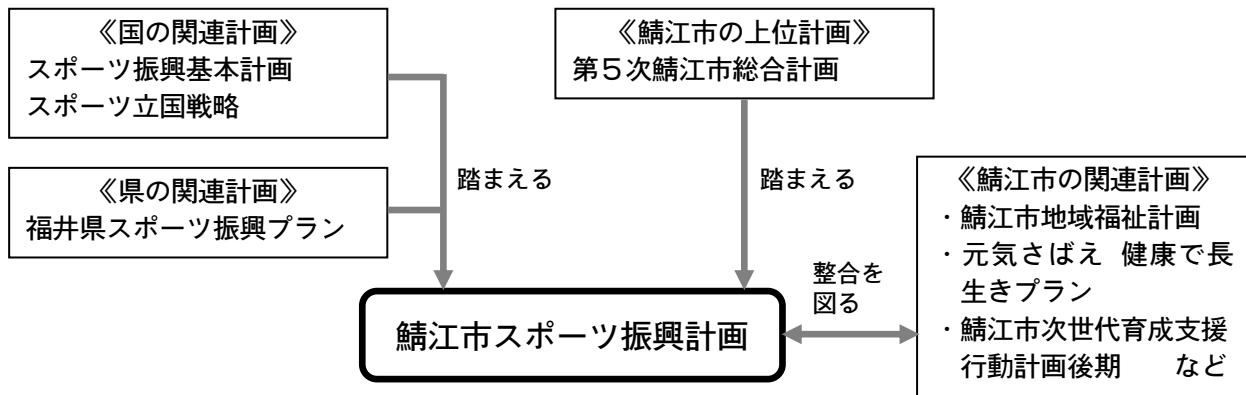
### ●地域の一体感や活力の醸成

スポーツを通じて人と人との交流、地域と地域との交流を深めていくことにより、地域の一体感や活力、地域に対する愛着や誇りを醸成し、人間関係の希薄化などの問題を抱える地域社会の再生、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現にもつながるなど、まちづくりの観点からも重要な意義を有しています。

## 1-4 計画の位置づけ

本計画は、国の「スポーツ振興基本計画」（平成18年改訂）や「スポーツ立国戦略」（平成22年策定）、県の「福井県スポーツ振興プラン」（平成10年策定（現在改訂中））を踏まえて策定するものであり、スポーツ基本法に基づく「地方スポーツ推進計画」にあたるものです。

また、市の上位計画である「第5次鯖江市総合計画」（平成21年策定）および地域住民の健康づくりや地域福祉などに関する関連計画と連携を図りながら、総合的な体系のもとにスポーツの振興を図るものであります。



## 1-5 計画期間

本計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。また、各施策の進捗状況や今後の社会経済情勢の変化に適切に対応するため、中間年である平成28年度を目処として見直しを図る予定です。

